

三原市小坂町所在の小坂地区（1工区）県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画に基づいて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定によって、平成二十一年六月二十三日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十一年七月二日

広島県東部農林水産事務所長 藤 本 隆 文